新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

令和2年5月29日 愛媛県

- 1 実施期間 令和2年6月1日(月)から令和2年6月18日(木)まで
- 2 対象区域 愛媛県全域
- 3 取組等
- (1) 外出自粛の協力依頼
- (2) イベント等の開催自粛の協力依頼
- (3) 業種別ガイドライン等の実践の協力依頼
- (4) 遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策等の協力依頼

4 対象及び内容等

(1) 外出自粛の協力依頼

対象	内容
県民	・県外(特に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、北海道その他感染が拡大している地域)への外出は感染防止に注意 ・「3つの密」のある場への外出を自粛 ・繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛 (3密対策が難しいキャバレー、風俗店等)

(2) イベント等の開催自粛の協力依頼

対象	内容
事業者	・全国的かつ大規模なイベント等の開催は、リスクへの対応が整わな
	い場合は中止又は延期等、慎重な対応を行う。
	・屋内であれば参加者が 100 人以下かつ収容定員の半分以下、屋外で
	あれば参加者が 200 人以下かつ人と人との距離(できるだけ 2 m)
	を十分確保できるイベント等は、入退場時の制限や誘導、待合場所
	等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、
	出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、
	声援に係る感染防止策等の対策を講じて開催する。

(3) 業種別ガイドライン等の実践の協力依頼

対象	内容
事業者	業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感
	染拡大防止のための取組みを適切に行う。

(4) 遊興施設及び遊技施設に対する感染拡大防止対策等の協力依頼

対象	内容
遊興施設及	別紙「遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策」を講じる。
び遊技施設	若しくは、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏ま
	えた感染拡大防止のための取組みを適切に行う。

- ※遊興施設は「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、ネットカフェ、漫画喫茶、場外車(舟)券売場、射的場、性風俗店」とする。
- ※遊技施設は「マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター」とする。

【取組等に関する問合せ先】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部 電話番号 089-968-2419 受付時間 平日 9時~17時

遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策

遊興施設及び遊技施設の管理者は、次の1から3の対策を講じるとともに、これらの対策を講じていることを施設に掲示する等の方法により、施設を利用しようとする者に周知するものとする。

【対策1】

感染リスクを極力低減するための対策

- ○発熱、咳、咽頭痛等の症状が見られる者に対しては、感染リスクがあることから、 施設の利用の自粛を呼びかける。
- ○従業員の体調を管理し、発熱、咳、咽頭痛等の症状が見られる従業員は、休暇を 取得させる等により出勤を控えさせる。

【対策2】

万一、施設を利用する者及び施設の従業員等に感染者が発生した場合に、感染が拡大することを防止するための対策

- ○施設を利用する者の氏名、電話番号その他の連絡先を把握する。
- ○施設を利用する者の氏名、電話番号その他の連絡先の把握が困難な場合であって、 不特定多数の感染者によるクラスターが発生する懸念があると認められるときは、 県による施設名の公表に同意する、又は自主的に施設名を公表し施設を利用した 者が自ら保健所やコールセンターへ申し出るよう呼びかける。

【対策3】

「3つの密」の発生を回避するための対策

○密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」が発生しないよう、施設の構造、 規模、利用状況等に応じて、施設の環境整備、来客数の制限等の措置、利用者へ の協力要請、従業員の感染予防対策その他の適切な対策を講じる。